

官報

号外 平成三年十二月三日

○第百二十二回 衆議院會議録 第七号

平成三年十二月三日(火曜日)

議事日程 第八号

平成三年十二月三日

午後一時開議

第一 國際連合平和維持活動等に対する協力に
関する法律案(第百二十一回国会、内閣
提出)

第二 國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一
部を改正する法律案(第百二十一回国会、
内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 國際連合平和維持活動等に対する協
力に関する法律案(第百二十一回国会、内閣
提出)

日程第二 國際緊急援助隊の派遣に関する法律
の一部を改正する法律案(第百二十一回国
会、内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 國際連合平和維持活動等に対する
協力に関する法律案(第百二十一回国会、
内閣提出)

日程第二 國際緊急援助隊の派遣に関する法
律の一部を改正する法律案(第百二十一回
国会、内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、國際連合平和維
持活動等に対する協力に関する法律案、日程第
二、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を
改正する法律案、右両案を一括して議題といたし
ます。

委員長の報告を求めます。國際平和協力等に関
する特別委員長長林義郎君。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する
法律案及び同報告書

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改
正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔林義郎君登壇〕

○林義郎君 たいま議題となりました両法律案
につきまして、國際平和協力等に関する特別委員
会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ
ます。

まず、國際連合平和維持活動等に対する協力に
関する法律案は、國際連合平和維持活動及び人道
的な國際救援活動に適切かつ迅速な協力を行うた
め、國際平和協力業務の実施体制を整備すること
により、我が國が國際連合を中心とした國際平和
のための努力に積極的に寄与することを目的とす
るものであります。

その主な内容は、
第一に、總理府に、内閣總理大臣を本部長とす
る國際平和協力本部を設置し、同本部に國際平和
協力隊を置くことができること、

第二に、國際平和協力業務に係る実施計画及び
実施要領の策定手続等について定めるとともに、
実施計画の決定、変更等があったときは遅滞なく
国会に報告しなければならないこと、また、國際
平和協力業務の実施等は武力による威嚇または武
力の行使に当たるものであってはならないこと、

第三に、國際平和協力業務に従事する者の総数
は、二千人を超えないものとする、
第四に、小型武器の保有、貸与及び使用等につ
いて定めること
等であります。

次に、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一
部を改正する法律案は、國際緊急援助活動の一層
の充実を図るため、自衛隊の部隊等に國際緊急援
助活動を行わせることができるようにしようとする
ものであります。

以上両法律案は、いずれも第百二十一回国会に
提出され、本會議において趣旨説明及びこれに対
する質疑が行われた後、本委員会において質疑が
行われましたが、審査を終了するに至らず、今国
会に継続されていたものであります。

今国会におきましては、十一月十八日、提案理
由の説明聴取を省略し、一括して審査に入り、長
時間にわたり熱心な質疑が行われたほか、公聴
会、委員派遣によるいわゆる地方公聴会を行うな
ど慎重な審査を行いました。

質疑は、我が國の國際貢獻のあり方、自衛隊の
海外派遣と憲法との整合性、武器の使用と武力の
行使の相違、平和維持隊に対する國連の指揮権と
法案の指図との関係、自衛隊のPKO参加につい
ての国会承認の必要性等広範多岐にわたって行わ
れましたが、その詳細は會議録によって御承知願
いたいと存じます。

かくて、十一月二十七日、國際連合平和維持活
動等に対する協力に関する法律案に対し、民社党
提案に係る修正案が、また、自由民主党及び公明
党・国民會議の兩派共同提案に係る修正案がそれ
ぞれ提出され、趣旨説明の後、採決の結果、民社
党提案の修正案は賛成少数をもって否決され、本
案は賛成多数をもって兩派共同提案の修正案のと
おり修正議決すべきものと決し、また、國際緊急
援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律
案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべき
ものと決した次第であります。

なお、昨十二月二日、両法律案及び両修正案に
関し発言があり、日本社会党・護憲共同、公明
党・国民會議、日本共産党、民社党及び進歩民主
連合の各派の委員から、それぞれ賛否の意見表明

がありましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。串原義直君。

(串原義直君登壇)

○串原義直君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となっております国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案並びに国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。(拍手)

さて、今回の政府提出二法案は、昨年の国際平和協力法案の審議の結果に示された国民の意思を顧みることなく、また、自民党、公明党、民社党の三党合意から出発しながら、結局は「自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織をつくる」としている三党合意とも異なった内容であり、国連平和協力の美名をかりて自衛隊派遣を意図する事実上の自衛隊派兵法案以外の何物でもなく、憲法上、重要な問題があります。

(拍手)

まず第一に、政府案は、従来の憲法第九条に関する政府見解を踏み外すものであります。政府は、昨年の国連平和協力法案の審議の際、平和維持軍について、武力行使を伴うということで、たとえ後方支援であっても憲法上参加できない場合が多い、との当然とも言える見解を示しておりました。にもかかわらず、一年もたたぬ間にそれが根底から覆っておるのであります。自衛隊を、平和維持軍の本体、後方支援を区別せず、併任の形で部隊ごとPKOに参加させ、また、PKO以外の

人道的平和協力業務にまで自衛隊の業務として参加させるこの政府案は、まさに、初めに自衛隊ありきの法案であり、軍縮と協調の国際潮流に逆行したものと見て、平和的な国際貢献という国民多数の世論に反し、我が国に求められている国際社会の期待にこたえるものとは言えません。

第二に、平和維持軍に参加した部隊が、参加に当たっての合意、同意、中立の原則を満たされない現象が生じた場合には、撤収することができるとしております。しかし、その判断はだれがするのか。危険になったとして日本だけ撤収することが国際的に通用するのでございましょうか。また、その間、部隊の応戦の可能性はないのかという点についてはまだはっきりせず、何ら歯どめになるというものではありません。とりわけ業務の中断は国連の運用原則にはなく、実際に即して考えた場合、憲法に違反する武力の行使に巻き込まれかねない緊迫した状況下で、日本の自衛隊だけが業務の中断をするのでは、他国から参加している部隊との間で混乱を生じるのではないか。幾ら歯どめとして五原則を法制化しても、従来の政府見解に照らして、違憲ではないということにはなりません。

第三に、武器の使用と武力の行使についてであります。政府は、平和維持軍本隊への参加を可能ならしめるために、武器の使用という概念を設定し、それは武力の行使とは異なるという詭弁を弄しておるのであります。しかし、概念的な言葉だけで武力行使の実態が変更できるものではありません。自衛隊員の使用する武器については、一般隊員のように小型武器に限るといった制限はなく、武器使用といっても実際には判断が難しく、

憲法で禁じられている武力の行使、集団的自衛権の行使に至る可能性をぬぐい去ることはできません。

第四に、平和維持軍の派遣についての国会の事前承認を不要としていることは、自民党政府もこれまで強調してきたはずの、いわゆる文民統制を排除するものと言わなければなりません。自衛隊法第七十六条、第七十八条で防衛出動や治安出動に際し、国会承認が義務づけられておりますのに、海外出動の場合は報告だけでよいというのは、国権の最高機関である国会が、自衛隊の海外派遣について事実上何らの関与もし得ず、政府の判断で行われてしまうことであり、シビリアンコントロールの原則すら踏みにじるものだと言えるのであります。(拍手)

第五に、我が国の自衛隊海外派遣に、中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国を初めアジア近隣諸国が強い懸念を表明していることであります。第二次大戦において、アジアの諸国に甚大な迷惑をかけた我が国は、これらの国々から理解と評価を得られない自衛隊の海外派遣を伴う国際貢献策は断じてとるべきではないと考えます。

以上のことから明らかになりましたように、政府提出法案は、国連協力、国際貢献に名をかりた自衛隊派兵法であり、断じて容認することはできません。(拍手)

加えて、本法律案の審議に当たって、護憲派ともハト派とも言われてきた宮澤総理のリーダーシップの発揮が一向に感じられないことも、極めて遺憾であります。宮澤さんは肝心なときには逃げるという評価が政界内部に定着していると言われております。そういうことであれば、国民の期

待にこたえられないばかりでなく、アジア近隣諸国から信頼を得る道を歩むことにならないと言わざるを得ません。

真の国際貢献は、自衛隊の派遣ではなく、非軍事、民生、文民を基調として、憲法の平和主義、国際協調主義の精神にのっとり、世界の軍縮と協調の流れに積極的に応じ、大胆な自衛隊の削減と組織の改編を行うことにより、常設の新たな組織をつくり、それを母体として広い分野での国際貢献を、国民の理解と支持と関係国の同意のもとに行わなければなりません。(拍手)我々は、今述べました考え方の上に立って、国際平和協力活動等に関する法律案を提出したところであります。

最後に、政府は、国連のいわゆるSOPに従って法案を作成し、国連の了承を得たと答弁しております。しかし、了承の中身についてはいまだ明確にされず、SOPについても委員会の審議に供されておられません。そのほか、審議によってさまざまな疑問点が明らかとなり、同時に、国連の言う指揮と法案の指図の考え方の間の大きなずれの露見が見られるように、国連の方針と法案との間にそこがあることが明確になりました。そこで、国連に調査団を派遣する、参考人を招く、さもなくば、審議の結果明らかになった相違点を国連に問い合わせるなどの方策を講ずることが、審議を尽くすため必要とされていたのであります。そんな中、委員会において審議中、突如審議を打ち切り、強行採決したことは、議会制民主主義をじゅうりんし、国権の最高機関としての役割を放棄したもののそのしりを受けざるを得ないのであります。

しかるところ、各党間で協議の結果、我が党の主張を認め、特別委員会に差し戻し、十二月二日、審議再開の末、採決を確定したのであります。が、厳しく指導されるべきは政府・与党の姿勢であることを強調したのであります。(拍手)

最近の世論調査では、国民の大多数が自衛隊の海外派遣は慎重であるべきだと考えていることが明らかにになりました。我々は、国民合意を図ることのできない政府案は撤回すべきであることを改めて強調し、政府提出二法案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 船田元君。

〔船田元君登壇〕

○船田元君 私は、自由民主党を代表して、国際連合平和維持活動等に対する協力を法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

世界は今日、大きな変革期を迎えております。そして二十一世紀に向けて、平和と安全のために新しい秩序が模索をされています。この新しい秩序は、ほかならぬ国連という国際社会の普遍的機構と、我々地球市民とが手を携えてつくり上げていかなければならないものであります。

翻って我が国の立場に立ち返ってみますと、このような地球市民、地球国家の一員として平和な国際社会、すなわち諸国民が協力し、平和のうちに交流していけるような世界を築き上げるために、我々は何をなすべきかが真剣に問われているのであります。

ここで我が国の国力の大きさを云々する必要はもはやありません。これだけの超重量国家が世界

平和を維持するための国際的努力に参加しないとしたら、実に異常なことでありまして、これだけ世界平和の恩恵にあずかり、これだけ世界とのかかわりによってその繁栄を謳歌している国が、国際平和のための地道な協力活動に目を背けるとしたら、日本国憲法にうたう「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」というあの崇高な精神は、一体どこに行くのではありませんか。(拍手)

今や、どうやって平和の中で生きるかではなくて、どうやって我々が平和をつくっていくかが問われているのであります。国連が何をしてくるか、国連はどれだけの平和維持機能を持つかを論じるときではなくて、国連の平和維持機能を高め、その能力を高めるために日本は何をなすべきかを論じるときであります。そこにこそ国際国家を目標とする日本の政治決断が求められているのであります。(拍手)

言うまでもなく、PKOはこの国連の平和維持機能の中核をなす活動であります。武力による平和ではなく、武力によらない平和を目指して、工夫に工夫を重ねて編み出された新しい平和の処方せんであります。武力によらないでこれまで貢献してきたからこそ、過去四十数年間にわたり、幾多の国々、幾多の人々が喜んでこの事業に参画し、世界の平和維持のために偉大な貢献をしたのであります。PKOやPKFに行けば武力が使われるとするのは、甚だしい事実誤認であります。(拍手)

もとより、我が国には、重い過去の歴史と、国際協調のもとに平和を希求する憲法を持っており

ます。我々がこの憲法の枠組みの中で行動しなければならぬのは当然であります。だからこそ、この法案においては、停戦の合意、当事者による同意、中立の原則、これらが崩れたときの撤収、そして武器の使用を厳に要員の生命の防衛に限定するという厳しい五原則を明文化しているのであります。

憲法の枠内において、世界の平和のために最大限の貢献、協力をなすべきことは当然であり、我が国のような国際的超重量国家においてはなおさらであります。この立場において、我々は、当然自衛隊の参加を得て、その組織力の活用をもって世界の平和活動、ノーベル賞を得た平和維持活動の一翼を担うべきであります。

以上のような考え方に立って、我が党としては、この法案に賛成し、その成立を見た暁には、世界の大多数の諸国民とともに、世界平和を積極的に築き上げるという新しい使命に邁進できるよう最善を尽くすべきであります。(拍手)

次に、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について一言申し上げます。この法律も、その根本においては、いわゆるPKO法案と同一の精神で推進されるべきであります。すなわち、我々は地球市民として、もはや世界の福祉、市民生活の安寧とは無関係、無関心ではあり得ず、災害に遭った市民、子供、泣き叫ぶ乳飲み子、それを茫然として力なく見詰めることしかできない母親に、人道的立場から救いの手を差し伸べようとする精神であります。

しかしながら、過般のバングラデシュの大洪水、フィリピンやピナツボ火山その他の大規模な自然災害の例を見につけても、我が国がより有

効で、組織的で、そして迅速な救いの手を差し伸べることが急務であることも事実であります。(拍手) 今回の法律修正案は、このような要請にこたえるべく、自衛隊の組織力を活用することを目指したものであり、まさに時宜を得たものと言えらるのであります。

ひとり自分のみが幸福であっても、それは真の幸福たり得ないのであります。我々は、アジアの一員として、また地球社会の一員として、世界の不幸な人々を救う活動に、最善を尽くして参加すべきものと考えらるものであります。

以上をもちまして、両案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 山原健二郎君。

〔山原健二郎君登壇〕

○山原健二郎君 私は、日本共産党を代表して、いわゆるPKO法案等二法案に反対の討論を行います。

討論に先立って、去る十一月二十七日の特別委員会における暴挙について、林委員長並びに関係委員に厳重に抗議するものであります。宮澤内閣の初仕事がこの暴挙であったことは驚くべきことでもあります。私もその場にいましたけれども、総理の姿はなく、委員長は委員長席をおりておたのであります。速記録を見ても、到底採決など存在していません。戦後四十六年、国民が懸命に守ってきた憲法を踏みしめる内容の法律の審議に当たったのかかる暴挙に対して、国民が、もう黙っていられないと大きな怒りの声を上げるのは当然のことでもあります。補充質問や採決の確認などによって有効なものになるはずはないのであります。これらは議会制民主主義にもと

るものであり、将来に禍根を残すものとして厳しく指摘するものであります。(拍手)

しかも政府は、法案審議の前提となる国連文書などの国会提出を最後まで拒否しました。国連の平和維持のための訓練マニュアルはもろろんのこと、PKOの作戦規定ガイドライン、SOPは、PKFの軍司令官の指揮権限、派遣された自衛隊員の権利義務、作戦行動の実態等を詳細に規定した公式の国連事務総長報告であり、PKFへの自衛隊参加を中心とする本法案審議に不可欠のものであります。これらの文書を明らかにせず、審議を尽くしたなどとは到底言えないのであります。

政府は、これらの文書が公になれば、派兵はするが武力行使はしないと、戦闘が始まれば撤退するとかの数々の詭弁やごまかしが国会と国民に明らかになることを恐れて提出を拒否したのであります。この宮澤内閣の反国民的姿勢は断じて許されるものではありません。(拍手)

このPKO法案は、違憲の自衛隊を戦後初めて武装した部隊と海外に出動させ、武力紛争当事者の間に入って兵力引き離しや武装解除などの武力行使を伴う軍事活動を行わせようとするものであり、まさに文字どおりの自衛隊海外派兵・武力行使法であります。日本国憲法は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、」て、世界に先駆けて武力の行使を放棄し、戦力の不保持、国の交戦権は認めないという平和原則を高らかにうたっています。だからこそ、一九五四年には参議院で、自衛隊の一切の海外出動の禁止を確認する決議を自民党も含めて全会一致で採択したのであります。当時参議院議員の宮澤首相は、そのことを一番よく御承

知のことと思います。

海部前内閣も昨年の秋の国会では、平和維持軍は武力行使を伴うものであり、憲法上参加できないと明確に述べていました。この法案は、従来の政府見解を百八十度覆すものであり、極めて重大であります。自衛隊が参加する国連平和維持軍が武力行使を行うことは、国連文書でも明らかです。国連のPKFに関する作戦規定には、平和維持軍の武力行使が明記されておるのであります。PKF参加の各国部隊の中で、日本の自衛隊だけが国連の規定に反した独自の行動をとれないことは、明らかどころであります。

武器の使用に関しては法案は、派遣自衛隊の装備、武器の範囲を国連事務総長の必要と認める限度としておりますが、過去の例からいえば、自動小銃、重機関銃や迫撃砲なども装備できるのであります。それらが正当防衛等に使用する武器でないことは明白であります。

また、国連の指揮命令についても、一連の国連文書は、PKF参加部隊は任務遂行に当たって、事務総長及び軍司令官の指揮のみを受け、本国の指揮を受けてはならないとはっきりと書いてあるではありませんか。自衛隊だけがこの国連の指揮に反した行動をとれば、PKF全体が重大な困難に陥ることは火を見るよりも明らかであります。全く矛盾した異質の軍隊が混在することは、それ自体をとつても有害無益であり、政府の答弁は国際的にも全く通用しない詭弁であり、日本政府の見解は見当外れで論法のすりかえとさえ指摘されておるのであります。

のさまざまな活動に自衛隊を出動させようとしていますが、この自衛隊中心の活動に国・地方の公務員や民間企業などの国民を職務命令や業務命令で動員しようとする中身を持っており、まさに国民総動員法につながるものであります。

また、本法案は、自衛隊の本格的海外派兵の突破口を開く性格を内包しております。自民党小沢調査会がPKFへの参加を第一歩として、次には国連軍や多国軍参加を目指すことを明らかにしているように、アメリカの世界戦略に協力し、日米軍事同盟を世界的規模で拡大し、世界に展開する米軍に自衛隊が直接協力する危険な方向をねらったものにほかなりません。それは憲法上許されない集団的自衛権を目指すものであります。日本軍国主義が中国侵略から太平洋戦争へとエスカレートし、国民を破滅に導いた苦い体験を持つ我々は、再びその端緒を断じてつくってはならないのであります。(拍手)

政府・自民党の言う国際貢献なるものは一体何であろうか。それは憲法の平和原則と正面から矛盾する軍事貢献であり、世界の流れに逆行した軍事同盟に縛られたアメリカ貢献であり、また、国内の民生対策をなおざりにして海外派兵に熱中するものであって、本末転倒と言わなければなりません。

国民の六割が国連平和維持軍への自衛隊参加に反対し、憲法学者の八割が、憲法解釈上、日本は平和維持軍に参加できないとする国内の危機はもとより、アジア諸国民は、武装した自衛隊の海外派兵に一樣に懸念と批判を強めています。あの十五年に及ぶ侵略戦争をいまだに侵略戦争と認めず、何の反省もしない自民党政府が再び武装した

軍隊を海外に出すことに不安が強まるのは当然のことです。

ことしは中国侵略開始六十年、この十二月八日は太平洋戦争五十一年の節目の日に当たります。二千万アジア諸国民と三百万の日本国民を犠牲にした侵略戦争への深い反省の上に立って、二度と惨禍を繰り返してはならないとの決意が改めて求められているのであります。(拍手)

世界有数の軍隊となった自衛隊の海外派兵は、憲法否定の道であり、かつて歩んだ亡国の道であります。今も中国残留孤児の悲劇が続いています。かつて、教え子や戦場へ、満蒙開拓団へと駆り立てる任務を負わされた日本の教師は、戦後、教え子を再び戦場へ送らないとの誓いを立てました。これは、憲法に基づく戦後教育の原点であり、今後とも守り抜かなければならないものであります。(拍手)

私は、ほぼ総理と同じ世代に生き、戦前戦後を体験した者の一人といたしまして総理に申し上げたい。それは総理のあると、広島に被爆者慰霊の碑には「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれているということであり、この言葉は、戦後日本の歩むべき道を示したものであり、今なお世界の人々の心を揺さぶり続けております。総理は、この警鐘に耳を傾け、その重みをかみしめるべきであります。かつて、この演壇は東条が戦争推進の演説をした場所でもあります。再びこの国会を海外派兵の舞台に変えてはならないのであります。

私は、このことを申し上げまして、本法案に対する反対の討論を終ります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 渡部一郎君。

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正案に対し、その理由を申し述べ、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

日本は、第二次大戦後四十六年間にわたり、日本国憲法と国連中心主義を根幹として国づくりに努めてまいりました。その結果、世界未曾有の経済発展を遂げ、GNP世界第二位の経済大国となりましたが、政治小国、生活小国という現実を無視することはできません。特に、日本国憲法の言う「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」との規定は、日本が国際貢献に対して今こそ立ち上らなければならぬことを示すものであり、我々の国連中心主義もまた、国連や諸外国の好意に一方的に受け身で対応することを認めているものでは決してないものであります。

その意味で、本法案が、国連の諸活動の中で最も平和創出のために貢献してきた平和維持活動、PKOに我が国が積極的に参加し、支援する道を開いたことは、まことに慶賀すべきことと言わざるを得ないのであります。(拍手)

しかし、終戦以来四十六年目に於いて国際貢献を討議することは、日本のあらゆるシステムとの調整、日本国民の理念、哲学、生活、原則、なじんできた古い思想との大転換を必要とするものであります。これが本院の審議における激しい議論となつてあらわれてまいりました。我が党も強く主張したのですが、国民の理解を得るた

めには十分な審議時間の確保が必要との立場から、合計十八回、七十二時間十五分にわたる審議が行われました。中央、地方の三回の公聴会も開催され、いかなるレベルから見ても十分と評する識者が多いのも当然であります。

ところが、審議の最終段階、十一月二十七日の委員会採決が、一部野党等によって大量動員された議員傍聴人の手によって採決が混乱した、これはもう極めて遺憾であります。

○議長(櫻内義雄君) 静粛に願います。

○渡部一郎君(続) 議会制民主主義は、その運用に当たつて、あらゆる種類の意見の開陳を十分保障することであり、しかし、いかなる法案もいづれは採決せざるを得ないのであります。採決に当たつて暴力を伴ふことは、議会制民主主義の自殺行為であります。旧来の古い古い因襲から抜け出せない姿と断ぜざるを得ません。名前は言いませんが、このような議会運営に対し、この際、猛省を促すものであります。(拍手)

公明党の各委員は、正々堂々として本質をついた質案を行い、整々粛々としてみずからの座席において採決に応じました。こうした態度に他党も今後同調していただくよう強く要請したいと思ひます。(拍手)

今回の法案には、明らかに戦後これまでの日本の基本的あり方に対する改良と発展を含むがゆゑに、多くの疑問が集中したことも事実であります。私は、その主要なテーマについて、次のように考えるのであります。

第一に、本法案に基づくPKOへの日本の参加は合意であります。憲法前文に「われらは、平和

を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」とありますように、積極的に参加するにふさわしい活動にはかなりません。

第二は、PKOへの参加に当たつて、自衛隊が部隊で参加することは、憲法で禁止されている武力行使にならないかとの議論もございました。しかし、本法案には、国会報告とPKO参加の五原則、すなわち、停戦の合意、同意、中立、撤収、さらに自衛のための最小限の武器使用への限定が盛り込まれたことによりまして、明確なシビリアンコントロールが確保され、武力行使が排除されたことにより、憲法の精神が厳守されているのであります。この五原則は、国際貢献のための重要な原則として、非核三原則に匹敵するルールとなることでありましょう。(拍手)

PKOは、武力行使を目的とした活動ではないのです。今まで八十カ国以上、五十万人を超える人々が世界から参加し、国際紛争の平和的解決のため、非暴力、非強制・中立を原則として行うという平和貢献活動として、一九八八年にはノーベル平和賞を受賞しているものであります。また、冷戦が終結したとはいえ、新たな地域紛争、民族対立が増大するおそれもある中で、紛争の未然の防止の努力とともに、PKOの役割は、今後高まりこそすれ低下することはありません。

第三に、PKF参加は自衛隊の海外派兵に道を開くとの議論もございました。しかし、PKFは国連事務総長の要請及び当事国の同意がなければ出動できないのであり、エネミーレスアミー、敵なき軍隊と言われているのであります。自衛隊

の海外派兵とか海外侵略とは全く異なるものであり、こうした議論は単なる中傷にしかすぎないものであります。(拍手)

これらに加えて、PKOの派遣が長期化したり泥沼化するようなことをチェックする意味から、派遣継続の是非につきまして、一定期間経過した時点で国会が判断する必要があるとの公聴会での公述人の指摘を採用いたしまして、自民、公明両党の提案で、二年を超え引き続き派遣をする場合には国会の承認を得るものとし、さらに二年ごとに同様の承認を求めるよう政府案を修正したのであります。民社党の主張される国会での事前承認とは見解を異にいたしました。これによって国会の関与、シビリアンコントロールの強化が一段と明確にされたのであります。

すなわち、我々は、本法案により日本国民がPKO活動に参加することによって、国際社会の常識的な国際貢献のレベルに到達することができるとを喜ぶものであります。(拍手)

PKOの父と言われるブライアン・アークハート氏は、「平和維持活動の要諦は武力行使にあるのではなく、国連の權威を介在させる政治的象徴主義であり、それは軍事的な地平に非暴力の原理を投射することにはかならない」と述べていることを今こそ思い起こし、我が国がPKOに積極的に参加すべきことを強く訴えるものであります。

また、私はこの際、さきの大戦中、アジアの国民に与えた大きな心の傷をいやすためにも、強制連行問題などの戦後処理問題を解決することともに、国会決議とか、八月十五日を平和の日として制定する我が党提案に対しても、同僚議員、真摯

に耳を傾けていただくよう強く要望する次第であります。

また一方、国際緊急援助隊は設立当初以来、我が党が強く支持してきたところでありますが、その活動が国際的に高い評価を受けてきたことを喜ぶものであります。今日、非武装の自衛隊を国際緊急援助隊に参加させることは、我が国の人的貢献の一環としての自然災害に対する人道的活動の強化拡充であり、我が国の国際貢献としてより高い評価につながるものであり、積極的に賛成の意を表明いたします。(拍手)

第二次大戦後の日本の国内は平和でした。しかし、世界では百三十回の戦争、二千万人の死傷者を出しております。世界は現在、UNHCRの報告によっても千七百万人の難民が存在し、国内難民を数えれば二千七百万人に達すると言われております。この苦しみを救うために、一刻も早く日本国民が積極的にPKOへ参加することによって、地球上の戦争を食い止め、難民を減らし、死傷者を救うために貢献することは、まことに聖なる仕事と言わなければならぬと思うのであります。(拍手)

もう一度申し上げます。PKOは自衛隊の海外派兵、海外侵略では決してありません。第二次大戦の深い反省に立つ日本国民の願いが、そしてこれを結晶させた憲法の条文がようやく実となり花となつてあらわれてきた国際貢献こそが本法案であることを誇らかに訴え、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 高木義明君。

○高木義明君 私は、民社党を代表して、ただい

ま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に反対、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

本年九月十九日、いわゆるPKO法案が国会に提出されました。以来、本院の国際平和協力に関する調査特別委員会において整々粛々と法案の審議が進められてまいりました。

我が党は、与野党話し合いの上、円滑に審議を進めるべきであると主張し、また、みずからその運営に心がけてまいりました。しかし、去る十一月二十七日の委員会では質疑が一方的に打ち切られ、法案の採決が強行されました。このような行為は、国会の正常な運営を破壊するものであり、国会制民主主義を党是とする我が党として、このような行為を断じて認めるわけにはまいりません。(拍手)

その後、委員会への差し戻し、採決の確説という形で収拾されたとはいえ、我が国が本格的な国際貢献に向けて新しい一歩を踏み出そうというべき本法案が強行採決されたという事実が厳然として残るのであり、前途にぬぐい去れない汚点を残してしまつたのであります。

私は、討論に先立ち、政府・自民党に猛省を促すものであります。(拍手)

民社党は、昨年八月二日のイラクによるクウェート侵攻開始直後からいち早く、日本は国際社会の中で金で平和を買うような姿勢はとるべきではなく、人的貢献についても誠意ある姿勢を示さなければならぬとの見地から、例えば平和時の平和目的の掃海艇の派遣を行うべきであることも主張しました。また、この法案についても、国際

連合が行う平和維持活動に対して、自衛隊の派遣をも含め協力していくことが必要であると訴え、これを実現するために、十分審議を尽くした上で法案の成立を図る立場で国会審議に臨んでまいりました。しかし、PKFの派遣には国会承認が必要だという民社党の主張とその他の修正案は受け入れられず、反対の意思表示をせざるを得なくなったことは、まことに断腸の思いであります。我が党は、次の理由により、国会承認を法律に明記すべきであると考えるものであります。

第一は、国会承認は最高のシビリアンコントロールであるという視点に立ち法律を立案すべきであるということです。

いわゆる五原則の法制化措置は、これまでのPKOの目的・任務そして実態に照らしてみれば当たり前のことであります。定数の上限設定も各国の例に倣うものであり、歯どめとは申せません。自衛隊の派遣について、これまで神経質過ぎると言え議論が繰り返されてきており、また、アジア諸国からの懸念もある中で、我が国は他国以上に厳しいチェックのもとに自衛隊を置くことが必要であります。しかし、本案では、すべてのPKOへの参加に政府のフリーハンドを持たせることになってしまい、これは国会の任務と権能をみずから放棄する自殺行為であると断ぜざるを得ません。

第二に、PKOの活動内容には相当幅があります。活動の開始に当たって、個々の活動ごとに国会がチェックする必要があるという点であります。国連の役割の重要性が増し、PKOの活動が多様化しつつある今、過去の実績のみによってPKO

Oのあり方を判断してはならないと考えるものであります。PKOへの参加は無条件に行われるべきではなく、国連から受けた要請を吟味し、国連に与えられた任務が正当であり、かつ実現可能なものか、国民の合意は得られているか、財政的に派遣可能なかなど、ケース・バイ・ケースによって国会が判断し、参加の可否を決すべきであります。官房長官自身が、自民、公明両党の修正案は国会承認ではないと認めているように、期間継続の承認という考え方には、この重要な視点が欠落していると言わなければなりません。

第三は、国会が議決し、国民の総意として自衛隊を送り出すことにより、自衛隊に対する国民の理解が深まり、隊員の士気が高まるという点であります。

PKO、特にPKFは国権の発動たる軍事行動ではありませんが、危険度、規律、行動力、組織力、いずれをとってみても軍隊としての能力や体制を必要とするものであります。自衛隊でなければできない仕事を、自衛隊員の皆さんがその任務に使命感を持ち、堂々と胸を張って働いてこられるような条件を整備することが政治の責任なのであります。

第四は、国会承認とすることが活動の迅速性を妨げることはないという点であります。

国連からの派遣の打診、要請があつてから派遣までの期間を考えれば、国会の事前の関与に十分な時間をとることは可能であります。報告なら構わないが、承認は無理だなどということとは、国会の関与を嫌う外務当局の意思を代弁する官僚主義そのものであると言わなければなりません。

民社党は、やむを得ぬ場合には事後承認もあり得る、事前、事後には必ずしもこだわるものではないと主張してまいりました。しかし猶予にも限度があり、二年後や三年後の承認では到底我が党が要求する、PKF参加の可否を国会にゆだねるという国会承認とは異質なものと言わざるを得ません。

そして第五は、政府が、PKOの指揮監督に我が国の主権が及んでいるとの見解をとっている点であります。

我が党は、PKOに派遣されれば、当然国連の指揮下に入り活動することとなり、したがって、我が国の国権の発動には当たらないと理解してまいりました。しかし、政府答弁では、指揮監督権はあくまで日本政府に帰属するとしております。

この見解をとるならば、なおのこと、武器を所持した自衛隊を外国に派遣し、それに我が国の主権を行使する行為には、防衛出動、治安出動同様に厳格に国会がチェックすることがますます重要であると考えらるものであります。

以上の理由をもって、残念ではありますけれども、我が党は、本案に反対をせざるを得ないのであります。

シビルアンコントロールは平和国家、民主国家、日本の生命であります。我が党は、政府の態度によって武器を所持した自衛隊が無条件に出動するという行為がこれ以上拡大することのないよう、政府・自民党、とりわけ自民党に強く注意を喚起するものであります。

最後に、国際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、かねてからの我が党の主張であり、それ

がようやく実現することを評価するものであります。

今、長崎県雲仙・普賢岳の火砕流災害に対し、職務とはいえ、既に六カ月間の日夜にわたり、行方不明者の捜索と、災害の警戒に、献身的な自衛隊員の活動が続ぎ、地域住民の安全に寄与しております。

しかし、これまで、一部野党の声を気にする余り、自衛隊に対して災害救助のための海外派遣すら認めてこなかった政府・与党の姿勢に強い不満を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(櫻内義雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(櫻内義雄君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百七十八

可とする者(白票)

否とする者(青票)

〔拍手〕

○議長(櫻内義雄君) 右の結果、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

阿部 文男君	相沢 英之君
逢沢 一郎君	愛知 和男君
愛野 興一郎君	青木 正久君
赤城 徳彦君	浅野 勝人君
麻生 太郎君	甘利 明君
新井 将敏君	栗屋 敏信君
井奥 貞雄君	井出 正一君
井上 喜一君	伊藤 公介君
伊藤 宗一郎君	伊吹 文明君
池田 行彦君	石井 一君
石川 要三君	石破 茂君
石橋 一弥君	石原 伸晃君
今枝 敬雄君	今津 寛君
岩村 卯一郎君	岩屋 毅君
宇野 宗佑君	上草 義輝君
植竹 繁雄君	魚住 汎英君
白井 日出男君	内海 英男君
浦野 悠澄君	江口 一雄君
江崎 真澄君	衛藤 征士郎君
衛藤 晟一君	遠藤 武彦君

小里 貞利君	小沢 一郎君
小澤 潔君	小沢 辰男君
小淵 惠三君	尾身 幸次君
越智 伊平君	越智 通雄君
大石 千八君	大石 正光君
大島 理森君	大塚 雄司君
大野 明君	大原 一三君
太田 誠一君	岡島 正之君
岡田 克也君	奥田 敬和君
奥田 幹生君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤 卓二君
加藤 六月君	鹿野 道彦君
狩野 勝君	海部 俊樹君
柿澤 弘治君	梶山 静六君
粕谷 茂君	片岡 武司君
金子 一義君	金子 原二郎君
金子 徳之介君	金丸 信君
亀井 静香君	亀井 久興君
亀井 善之君	唐沢 俊二君
川崎 二郎君	河村 建夫君
瓦 力君	木部 佳昭君
木村 義雄君	北川 正恭君
北村 直人君	久岡 章生君
久野 統一郎君	鯨岡 兵輔君
熊谷 弘君	倉成 正君
栗原 祐幸君	小泉 純一郎君
小坂 憲次君	小杉 隆君
小林 興起君	小宮山 重四郎君
古賀 一成君	古賀 誠君
古賀 正浩君	後藤 田正晴君
河野 洋平君	河本 敏夫君
高村 正彦君	鴻池 祥肇君

近藤 鉄雄君	近藤 元次君	長勢 甚遠君	二階 俊博君	宮澤 喜一君	宮路 和明君	伏屋 修治君	藤原 房雄君
左藤 恵君	佐田玄一郎君	二階堂 進君	丹羽 雄哉君	宮下 創平君	武藤 嘉文君	二見 伸明君	藤原 房雄君
佐藤謙一郎君	佐藤 孝行君	西岡 武夫君	西田 司君	村井 仁君	村岡 兼造君	宮地 正介君	冬柴 鐵三君
佐藤 信二君	佐藤 敬夫君	額賀福志郎君	野田 毅君	村上誠一郎君	村田敬次郎君	矢追 秀彦君	森本 晃司君
佐藤 守良君	齊藤斗志二君	野田 実君	野中 広務君	村田 吉隆君	村山 達雄君	数仲 義彦君	矢野 絢也君
齋藤 邦吉君	坂井 隆憲君	野呂 昭彦君	野呂田芳成君	持永 和見君	森 英介君	山田 英介君	山口那津男君
坂本 剛二君	坂本三十次君	羽田 孜君	葉梨 信行君	森 喜朗君	森田 一君	山田 英介君	吉井 光昭君
桜井 新君	笹川 義君	萩山 教蔵君	橋本龍太郎君	築瀬 進君	柳沢 伯夫君	渡部 一郎君	徳田 虎雄君
自見庄三郎君	塩川正十郎君	長谷川 峻君	畑 英次郎君	柳本 卓治君	山口 俊一君	藤波 孝生君	
塩崎 潤君	塩谷 立君	鳩山 邦夫君	鳩山由紀夫君	山下 卓治君	山下 元利君	阿部未喜男君	赤松 広隆君
島村 宜伸君	杉浦 正健君	浜田 幸一君	浜田卓二郎君	山下 徳夫君	山村新治郎君	秋葉 忠利君	網岡 雄君
杉山 憲夫君	鈴木 俊一君	浜野 剛君	林 大幹君	山本 拓君	山本 有二君	有川 清次君	五十嵐広三君
鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君	林 義郎君	原 健三郎君	与謝野 馨君	渡部 憲明君	井上 一成君	井上 普方君
住 博司君	関谷 勝嗣君	原田 憲君	原田昇左右君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君	伊東 秀子君	伊藤 茂君
園田 博之君	田澤 吉郎君	原田 義昭君	平泉 渉君	渡辺 省一君	渡辺 秀央君	伊藤 忠治君	池田 元久君
田名部匡省君	田中 秀征君	平田辰一郎君	深谷 隆司君	渡辺美智雄君	綿貫 民輔君	池端 清一君	石井 智君
田邊 國男君	田辺 広雄君	吹田 悦君	福田 康夫君	浅井 美幸君	東 祥三君	石橋 大吉君	岩田 順介君
田原 隆君	高鳥 修君	福永 信彦君	藤井 裕久君	井上 義久君	石田幸四郎君	岩垂寿喜男君	宇都宮真由美君
高橋 一郎君	竹下 登君	藤尾 正行君	二田 孝治君	上田 祝松君	市川 雄一君	上田 哲君	上田 利正君
武部 勤君	武村 正義君	船田 元君	古屋 圭司君	遠藤 乙彦君	遠藤 和良君	上野 建一君	遠藤 登君
谷 洋一君	谷垣 禎一君	保利 耕輔君	穂積 良行君	大野由利子君	近江巳記夫君	小川 信君	小澤 克介君
谷川 和穂君	近岡理一郎君	星野 行男君	細田 博之君	長田 武士君	鍛冶 清君	小野 信一君	緒方 克陽君
中馬 弘毅君	津島 雄二君	真鍋 光広君	前田 武志君	貝沼 次郎君	河上 翠雄君	大出 俊君	大木 正吾君
塚原 俊平君	戸井田三郎君	前田 正君	牧野 隆守君	神崎 武法君	北側 一雄君	大島 章宏君	岡崎トミ子君
戸塚 進也君	渡海紀三朗君	増子 輝彦君	増岡 博之君	倉田 栄喜君	草野 威君	岡崎 宏美君	岡田 利春君
東家 嘉幸君	虎島 和夫君	増田 敏男君	町村 信孝君	権藤 恒夫君	小谷 輝二君	沖田 正人君	加藤 繁秋君
中尾 栄一君	中川 昭一君	松浦 昭君	松岡 利勝君	坂井 弘一君	斎藤 節君	加藤 万吉君	川崎 寛治君
中島源太郎君	中島 衛君	松田 岩夫君	松永 光君	坂井 弘一君	竹内 勝彦君	川島 實君	川俣健二郎君
中谷 元君	中西 啓介君	松本 十郎君	三ツ林弥太郎君	玉城 栄一君	鳥居 一雄君	木岡 章君	貴志 八郎君
中村喜四郎君	中村正三郎君	三原 朝彦君	三塚 博君	中村 巖君	春田 重昭君	北川 昌典君	北沢 清功君
中山 利生君	中山 成彬君	御法川英文君	水野 清君	日笠 勝之君	東 順治君	串原 義直君	小岩井 清君
中山 正暉君	仲村 正治君	光武 顕君	宮崎 茂一君	平田 米男君	伏木 和雄君	小林 恒人君	小林 守君

否とする議員の氏名

小松 定男君	小森 龍邦君
五島 正規君	後藤 茂君
奥石 東君	左近 正男君
佐々木秀典君	佐藤 綱樹君
佐藤 敬治君	佐藤 泰介君
佐藤 恒晴君	佐藤 德雄君
齊藤 一雄君	沢田 広君
沢藤礼次郎君	志賀 一夫君
淡沢 利久君	淡谷 修君
嶋崎 謙君	清水 勇君
新村 勝雄君	新盛 辰雄君
鈴木喜久子君	鈴木 久君
関 晴正君	関山 信之君
仙谷 由人君	田口 健二君
田中 昭一君	田中 恒利君
田邊 誠君	田並 胤明君
高沢 寅男君	竹内 猛君
竹村 幸雄君	武部 文君
谷村 啓介君	辻 一彦君
筒井 信隆君	常松 裕志君
戸田 菊雄君	外口 玉子君
土井たか子君	土肥 隆一君
時崎 雄司君	富塚 三夫君
中沢 健次君	中西 續介君
中村 正男君	永井 孝信君
野坂 浩賢君	馬場 昇君
長谷百合子君	鉢呂 吉雄君
早川 勝君	日野 市朗君
藤田 高敏君	細川 律夫君
堀 昌雄君	堀込 征雄君
前島 秀行君	松浦 利尚君
松原 修雄君	松前 仰君

松本 龍君	三野 優美君
水田 稔君	武藤 山治君
村山 富市君	目黒吉之助君
元信 堯君	森井 忠良君
安田 範君	山内 弘君
山口 鶴男君	山下八洲夫君
山中 邦紀君	山中 末治君
山花 貞夫君	山元 勉君
吉岡 賢治君	吉田 和子君
吉田 正雄君	和田 貞夫君
和田 静夫君	渡辺 嘉蔵君
小沢 和秋君	金子 満広君
木島日出夫君	児玉 健次君
佐藤 祐弘君	菅野 悦子君
辻 第一君	寺前 慶君
東中 光雄君	不破 哲三君
藤田 スミ君	古堅 実吉君
正森 成二君	三浦 久君
山原健二郎君	吉井 英勝君
伊藤 英成君	大内 啓伍君
川端 達夫君	神田 厚君
小平 忠正君	菅原喜重郎君
高木 義明君	塚本 三郎君
中井 治君	中野 寛成君
柳田 稔君	米沢 隆君
和田 一仁君	阿部 昭吾君
江田 五月君	菅 直人君
田川 誠一君	檜崎弥之助君
村山 喜一君	

この採決は記名投票をもって行います。
 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(櫻内義雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(櫻内義雄君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百七十八
 可とする者(白票) 三百二十五
 否とする者(青票) 百五十三

〔拍手〕

○議長(櫻内義雄君) 右の結果、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

新井 将敏君	栗屋 敏信君
井奥 貞雄君	井出 正一君
井上 喜一君	伊藤 公介君
伊藤宗一郎君	伊吹 文明君
池田 行彦君	石井 一君
石川 要三君	石破 茂君
石橋 一弥君	石原 伸晃君
今枝 敬雄君	今津 寛君
岩村卯一郎君	岩屋 毅君
宇野 宗佑君	上草 義輝君
植竹 繁雄君	魚住 汎英君
白井日出男君	内海 英男君
浦野 依興君	江口 一雄君
江崎 真澄君	衛藤征士郎君
衛藤 晟一君	遠藤 武彦君
小里 貞利君	小沢 一郎君
小澤 潔君	小沢 辰男君
小渊 恵三君	尾身 幸次君
越智 伊平君	越智 通雄君
大石 千八君	大石 正光君
大島 理森君	大塚 雄司君
大野 明君	大原 一三君
太田 誠一君	岡島 正之君
岡田 克也君	奥田 敬和君
奥田 幹生君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤 卓二君
加藤 六月君	加藤 道彦君
狩野 勝君	海部 俊樹君
柳澤 弘治君	堀山 静六君
粕谷 茂君	片岡 武司君
金子 一義君	金子原二郎君
金子徳之介君	金丸 信君

龜井 靜香君	龜井 久興君	鈴木 宗男君	住 博司君	畑 英次郎君	嶋山 邦夫君	村山 達雄君	持永 和見君
龜井 善之君	唐沢俊二郎君	関谷 勝嗣君	園田 博之君	嶋山由紀夫君	浜田 幸一君	森 英介君	森 喜朗君
川崎 二郎君	河村 建夫君	田澤 吉郎君	田名部匡省君	浜田卓二郎君	浜野 剛君	森田 一君	築瀬 進君
瓦 力君	木部 佳昭君	田中 秀征君	田邊 國男君	林 大幹君	林 義郎君	柳沢 伯夫君	柳本 卓治君
木村 義雄君	北川 石松君	田辺 広雄君	田原 隆君	原 健三郎君	原田 憲君	山口 俊一君	山口 敏夫君
北川 正恭君	北村 直人君	高島 修君	高橋 一郎君	原田昇左右君	原田 義昭君	山崎 拓君	山下 元利君
久間 章生君	久野統一郎君	竹下 登君	武部 勤君	東 力君	平泉 涉君	山下 徳夫君	山村新治郎君
鯨岡 兵輔君	熊谷 弘君	武村 正義君	谷 洋一君	平田辰一郎君	深谷 隆司君	山本 拓君	山本 有二郎君
倉成 正君	栗原 祐幸君	谷垣 禎一君	谷川 和穂君	吹田 悦君	福田 康夫君	与謝野 馨君	渡瀬 憲明君
小泉純一郎君	小坂 憲次君	近岡理一郎君	中馬 弘毅君	福永 信彦君	藤井 裕久君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君
小杉 隆君	小林 興起君	津島 雄二君	塚原 俊平君	藤尾 正行君	二田 孝治君	渡辺 省一君	渡辺 秀央君
小宮山重四郎君	古賀 一成君	戸井田三郎君	戸塚 進也君	船田 元君	古屋 圭司君	渡辺美智雄君	綿貫 民輔君
古賀 誠君	古賀 正浩君	渡海紀三朗君	東家 嘉幸君	保利 耕輔君	穂積 良行君	浅井 美幸君	東 祥三君
後藤田正晴君	河野 洋平君	虎島 和夫君	中尾 米一君	星野 行男君	細田 博之君	井上 義久君	石田幸四郎君
河本 敏夫君	高村 正彦君	中川 昭一君	中島源太郎君	真鍋 光広君	前田 武志君	石田 祝稔君	市川 雄一君
鴻池 祥肇君	近藤 鉄雄君	中島 衛君	中谷 元君	前田 正君	牧野 隆守君	遠藤 乙彦君	遠藤 和良君
近藤 元次君	左藤 恵君	中西 啓介君	中村喜四郎君	増子 輝彦君	増岡 博之君	大野由利子君	近江巳記夫君
佐田玄一郎君	佐藤謙一郎君	中村正三郎君	中山 利生君	増子 輝彦君	町村 信孝君	長田 武士君	鍛冶 清君
佐藤 孝行君	佐藤 信二君	中山 成彬君	中山 正暉君	松浦 昭君	松岡 利勝君	貝沼 次郎君	河上 軍雄君
佐藤 敬夫君	佐藤 守良君	仲村 正治君	長勢 甚遠君	松田 岩夫君	松永 光君	神崎 武法君	北側 一雄君
齊藤斗志二君	齊藤 邦吉君	二階 俊博君	二階堂 進君	松本 十郎君	三ツ林弥太郎君	草川 昭三君	草野 威君
坂井 隆憲君	坂本 剛二君	丹羽 雄哉君	西岡 武夫君	三原 朝彦君	三塚 博君	倉田 栄喜君	小谷 輝二君
坂本三十次君	桜井 新君	西田 司君	額賀福志郎君	御法川英文君	水野 清君	権藤 恒夫君	斎藤 節君
笹川 堯君	自見庄三郎君	野田 綴君	野田 実君	光武 顯君	宮崎 茂一君	坂井 弘一君	玉城 栄一君
塩川正十郎君	塩崎 潤君	野中 広務君	野呂 昭彦君	宮澤 喜一君	宮路 和明君	鳥居 一雄君	中村 巖君
塩谷 立君	島村 宜伸君	野呂田芳成君	羽田 孜君	宮下 創平君	武藤 嘉文君	春田 重昭君	日笠 勝之君
杉浦 正健君	杉山 憲夫君	葉梨 信行君	萩山 教嚴君	村井 仁君	村上誠一郎君	東 順治君	平田 米男君
鈴木 俊一君	鈴木 恒夫君	橋本龍太郎君	長谷川 峻君	村田敬次郎君	村田 吉隆君	伏木 和雄君	伏屋 修治君

藤原 房雄君	二見 伸明君	大木 正吾君	大島 章宏君	辻 一彦君	筒井 信隆君
冬柴 鐵三君	宮地 正介君	岡崎トミ子君	岡崎 宏美君	常松 裕志君	戸田 菊雄君
森本 晃司君	矢追 秀彦君	岡田 利春君	沖田 正人君	外口 玉子君	土井たか子君
矢野 絢也君	越中 義彦君	加藤 繁秋君	加藤 万吉君	土肥 隆一君	時崎 雄司君
山口那津男君	山田 英介君	川崎 寛治君	川島 實君	富塚 三夫君	中沢 健次君
吉井 光昭君	渡部 一郎君	川俣健二郎君	木間 章君	中西 續介君	中村 正男君
伊藤 英成君	大内 啓伍君	貴志 八郎君	北川 昌典君	永井 孝信君	野坂 浩賢君
川端 達夫君	神田 厚君	北沢 清功君	串原 義直君	馬場 昇君	長谷百合子君
小平 忠正君	菅原喜重郎君	小岩井 清君	小林 恒人君	鉢呂 吉雄君	早川 勝君
高木 義明君	塚本 三郎君	小林 守君	小松 定男君	日野 市朗君	藤田 高敏君
中井 洽君	中野 寛成君	小森 龍邦君	五島 正規君	細川 律夫君	堀 昌雄君
柳田 稔君	米沢 隆君	後藤 茂君	奥石 東君	堀込 征雄君	前島 秀行君
和田 一仁君	徳田 虎雄君	左近 正男君	佐々木秀典君	松浦 利尚君	松原 脩雄君
藤波 孝生君		佐藤 観樹君	佐藤 敬治君	松前 仰君	松本 龍君
否とする議員の氏名		佐藤 泰介君	佐藤 恒晴君	三野 優美君	水田 稔君
阿部末喜男君	赤松 広隆君	佐藤 徳雄君	齊藤 一雄君	武藤 山治君	村山 富市君
秋葉 忠利君	網岡 雄君	沢田 広君	沢藤礼次郎君	目黒吉之助君	元信 堯君
有川 清次君	五十嵐広三君	志賀 一夫君	沢沢 利久君	森井 忠良君	安田 範君
井上 一成君	井上 替方君	渋谷 修君	嶋崎 讓君	山内 弘君	山口 鶴男君
伊東 秀子君	伊藤 茂君	清水 勇君	新村 勝雄君	山下八洲夫君	山中 邦紀君
伊藤 忠治君	池田 元久君	新盛 辰雄君	鈴木喜久子君	山中 末治君	山花 貞夫君
池端 清一君	石井 智君	鈴木 久君	関 晴正君	山元 勉君	吉岡 賢治君
石橋 大吉君	岩田 順介君	関山 信之君	仙谷 由人君	吉田 和子君	吉田 正雄君
岩垂寿喜男君	宇都宮真由美君	田口 健二君	田中 昭一君	和田 貞夫君	和田 静夫君
上田 哲君	上田 利正君	田中 恒利君	田邊 誠君	渡辺 嘉蔵君	小沢 和秋君
上野 建一君	遠藤 登君	田並 胤明君	高沢 寅男君	金子 満広君	木島日出夫君
小川 信君	小澤 克介君	竹内 猛君	竹村 幸雄君	児玉 健次君	佐藤 祐弘君
小野 信一君	大出 俊君	武部 文君	谷村 啓介君	菅野 悦子君	辻 第一君

寺前 巖君 東中 光雄君
不破 哲三君 藤田 スミ君
古堅 実吉君 正森 成二君
三浦 久君 山原健二郎君
吉井 英勝君 阿部 昭吾君
江田 五月君 菅 直人君
田川 誠一君 橋崎弥之助君
村山 喜一君

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

出席國務大臣

外務大臣 渡辺美智雄君
國務大臣 加藤 紘一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十一月二十六日、本院は、次の総調書を異議がないと議決した旨内閣に通知した。

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

(政府委員解任)

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(大蔵大臣官房審議官)西村吉正の第百

二十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨二日、櫻内閣総理大臣は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房審議官 高橋 厚男

(政府委員任命)

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二日議長において承認した高橋厚男を、同日第百二十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君

三浦 久君

三浦 久君

東中 光雄君

一、去る十一月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君

三浦 久君

三浦 久君

東中 光雄君

一、去る十一月二十九日、議長において、次のと

おり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君

三浦 久君

三浦 久君

東中 光雄君

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君

三浦 久君

三浦 久君

東中 光雄君

(理事補欠選任)

一、去る十一月二十六日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

物価問題等に関する特別委員会

理事

欠

補

岩屋 毅君 (理事岸田文武君去る十一月十一日委員辞任につきその補

理事 小林 興起君 (理事細田博之君去る十一月二十六日理事辞任につきその補

欠

欠

国際平和協力等に関する特別委員会

理事 中川 昭一君 (理事北川正恭君去る十一月二十六日理事辞任につきその補

欠

欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十六日、議長において、次のと

おり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

斉藤斗志二君

久野統一郎君

西田 司君

戸塚 進也君

三原 朝彦君

星野 行男君

沢藤礼次郎君

沖田 正人君

小沢 和秋君

古堅 実吉君

高木 義明君

和田 一仁君

戸塚 進也君

愛野興一郎君

星野 行男君

木村 義雄君

愛野興一郎君

西田 司君

木村 義雄君

三原 朝彦君

久野統一郎君

斉藤斗志二君

沖田 正人君

沢藤礼次郎君

一、去る十一月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

斉藤斗志二君

高橋 一郎君

中谷 元君

浅野 勝人君

和田 一仁君

伊藤 英成君

浅野 勝人君

住 博司君

鈴木 宗男君

御法川英文君

伊藤 英成君

和田 一仁君

住 博司君

中谷 元君

高橋 一郎君 斉藤斗志二君
御法川英文君 鈴木 宗男君
一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

二階 俊博君

藤井 裕久君

町村 信孝君

佐藤謙一郎君

佐藤謙一郎君

町村 信孝君

藤井 裕久君

二階 俊博君

(議案提出)

一、去る十一月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

防衛庁長官宮下創平君不信任決議案 (村山富市君外四名提出)

外務大臣渡辺美智雄君不信任決議案 (村山富市君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十一月二十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国際平和協力活動等に関する法律案 (委員会審査省略要求書受領)

一、去る十一月二十八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

防衛庁長官宮下創平君不信任決議案

村山富市君外四名

外務大臣渡辺美智雄君不信任決議案

村山富市君外四名

(議案付託)

一、去る十一月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

廃棄物利用発電の促進に関する法律案(岡田利春君外五名提出、衆法第二号)

商工委員会 付託

一、去る十一月二十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際平和協力活動等に関する法律案(野田哲君外四名提出、参法第一号)(予)

国際平和協力等に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基

づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

第三章 国際平和協力業務(第六条、第二十四条条)

第四章 物資協力(第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条、第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づき国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力するものとする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

右

国会に提出する。

平成三年九月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

第一章 総則(第一条、第三条)

第二章 国際平和協力本部(第四条、第五条)

2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事

務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によつて被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国(第四号において「国際連合等」という。)によつて実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの(これ

らの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視
ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回
ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器(武器の部品を含む。ニにおいて同じ。)の搬入又は搬出の有無の検査又は確認
ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分
ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助
ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理
チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導
リ 又は警察行政事務の監視
リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導
ヌ 医療(防疫上の措置を含む。)
ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置

カ 紛争によつて被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
ヨ 紛争によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
タ イからロまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理
レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。
五 海外 我が国以外の領域(公海を含む。)をいう。
六 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外国(公海を除く。)をいう。
七 関係行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。
第二章 国際平和協力本部
(設置及び所掌事務)
第四条 総理府に、国際平和協力本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に関すること。

二 国際平和協力業務実施要領（以下「実施要領」という。）の作成又は変更に関すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関すること。

四 国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の運用に関すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。

六 物資協力に関すること。

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

（組織）

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務

（実施計画）

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める

場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容

(2) 国際平和協力業務を行う海上保安庁の

職員の種類及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(2) 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができ

る輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二項第二項並びに第三項第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる國際平和協力業務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適當であると認められるものうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務は、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるものうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 第一項(各号を除く。)及び第三項の規定は、実施計画の変更(次に掲げる場合に行うべき國際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。)について準用する。この場合において、第一項中「適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適當であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適當であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、第三条第一号に規定する場合若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいづれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは同意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める國際平和協力業務の結果

三 実施計画に定める國際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき 当該変更前の期間における当該國際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、國際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号

までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じてこれを変更するものとする。

一 当該國際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の実施の方法(当該國際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む。)

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

六 第六条第七項各号に掲げる場合において國際平和協力業務に従事する者が行うべき國際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該國際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

2 実施要領の作成及び変更は、國際連合平和維持活動として実施される國際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 本部長は、必要と認めるときは、その指定す

る協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

(國際平和協力業務等の実施)

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、國際平和協力業務を行う。

2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、國際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の國際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて國際平和協力業務を行わせることができる。

4 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六条第六項の國際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせることができる。

5 前二項の規定に基づいて國際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をい

う。以下同じ。は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四

条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四

号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱については、前条第六項から第九項までの規定を準用する。

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な

実施のための研修を受けなければならない。

(國際平和協力手当)

第十六条 國際平和協力業務に従事する者には、國際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び國際平和協力業務の特質にかんがみ、國際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の國際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(國際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八条 國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九条 隊員の定員は、実施計画に従って行われる國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三条第三号ルに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同

号ヌからヨまでに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があった場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(關係行政機關の協力)

第二十一条 本部長は、協力隊が行う國際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 關係行政機關の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができる。

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う國際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安

の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に関し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、

第六条第二項第二号ニ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安庁法第二十条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊

員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

8 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第五項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力

（物資協力）

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができ

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管

に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第五章 雑則

（民間の協力等）

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（海上保安庁法の一部改正）

第二条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共助等

第三章中第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

（平成三年法律第 号）の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

（総理府設置法の一部改正）

第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四章中第十七条を第十八条とし、第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次の一条を加える。

（国際平和協力本部）

第十五条 本府に、国際平和協力本部を置く。

2 国際平和協力本部の組織及び所掌事務については、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成三年法律第 号）の定めるところによる。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を、「産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び国際平和協力手当」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百条の六の次に次の一条を加える。

（国際平和協力業務の実施等）

第百条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成三年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送

の委託を受けてこれを実施することができ
る。

(行政機関の職員に定員に関する法律の一部改
正)

第七條 行政機関の職員に定員に関する法律(昭
和四十四年法律第三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第一條第二項に次の一号を加える。

五 國際平和協力隊の隊員

別表(第三條關係)

一 國際連合

二 國際連合の總會によつて設立された機關又
は國際連合の専門機關で、次に掲げるものそ
の他政令で定めるもの

イ 國際連合災害救済調整官事務所

ロ 國際連合難民高等弁務官事務所

ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機關

ニ 國際連合児童基金

ホ 國際連合ボランティア計画

ヘ 國際連合開発計画

ト 國際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 國際連合食糧農業機關

ヌ 世界保健機關

三 國際移住機關

理由

我が国として國際連合平和維持活動及び國際連

合が行う決議又は人道的活動に従事する國際機關
からの要請を受けて行われる人道的な國際救援活
動に適切かつ迅速に協力するため、國際平和協力
業務実施計画及び國際平和協力業務実施要領の策
定手続、國際平和協力隊の設置等について定める
ことにより、國際平和協力業務の実施体制を整備
するとともに、これらの活動に対する物資面での
支援を行うための措置を講ずる等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関
する法律案(内閣提出、第百二十一回国会
閣法第五号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、國際連合平和維持活動及び人道的な
國際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行う
ため、國際平和協力業務実施計画及び同実施要
領の策定手続、國際平和協力隊の設置等につい
て定めることにより、國際平和協力業務の実施
体制を整備するとともに、物資協力のための措
置等を講じ、我が国が國際連合を中心とした國
際平和のための努力に積極的に寄与することを
目的とするもので、その主な内容は次のとおり
である。

1 協力の基本原則

(一) 政府は、國際平和協力業務の実施、物資
協力、これらについての国以外の者の協力
等(以下「國際平和協力業務の実施等」とい

う。)を適切に組み合わせることにより、國
際連合平和維持活動及び人道的な國際救援
活動に効果的に協力すること。

(二) 國際平和協力業務の実施等は、武力によ
る威嚇又は武力の行使に当たるものであつ
てはならないこと。

(三) 内閣総理大臣は、國際平和協力業務の実
施等に当たり、内閣を代表して行政各部を
指揮監督すること。

2 國際連合平和維持活動

國際連合平和維持活動とは、國際連合の總
会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、
武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」とい
う。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意
の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる
統治組織の設立の援助その他國際の平和及び
安全を維持するため國際連合の統括の下に行
われる活動であつて、武力紛争の停止及びこ
れを維持するとの紛争当事者間の合意があ
り、かつ、当該活動が行われる地域の属する
国及び紛争当事者の当該活動が行われること
についての同意がある場合に、國際連合事務
総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づ
き参加する二以上の国及び國際連合によつ
て、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実
施されるものをいうこと。

3 人道的な國際救援活動

人道的な國際救援活動とは、國際連合の總
会、安全保障理事会若しくは經濟社会理事會
が行う決議又はこの法律の別表に掲げる國際
機關が行う要請に基づき、國際の平和及び安
全の維持を危うくするおそれのある紛争(以
下「紛争」という。)によつて被害を受け若しく
は受けるおそれがある住民その他の者(以下
「被災民」という。)の救援のために又は紛争に
よつて生じた被害の復旧のために人道的精神
に基づいて行われる活動であつて、当該活動
が行われる地域の属する国の当該活動が行わ
れることについての同意があり、かつ、当該
活動が行われる地域の属する国が紛争当事者
である場合においては武力紛争の停止及びこ
れを維持するとの紛争当事者間の合意がある
場合に、國際機關又は国によつて実施される
ものをいうこと。

4 國際平和協力業務

國際平和協力業務とは、次に掲げる業務で
あつて、海外で行われるものをいうこと。

- (1) 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は
紛争当事者間で合意された軍隊の再配
置、武装解除等の履行の監視
- (2) 緩衝地帯等における駐留及び巡回
- (3) 車両等又は通行人による武器の搬入又
は搬出の有無の検査等
- (4) 放棄された武器の収集等
- (5) 紛争当事者が行う停戦線等の設定の援
助
- (6) 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

(7) 選挙、住民投票等の公正な執行の監視又はこれらの管理

(8) 警察行政事務に関する助言等又は警察行政事務の監視

(9) (8)に掲げるもののほか、行政事務に関する助言等

(10) 医療(防疫上の措置を含む。)

(11) 被災民の救出等又は帰還の援助

(12) 被災民に対する食糧、衣料、医薬品等の配布

(13) 被災民を収容するための施設等の設置

(14) 紛争によって被害を受けた施設等であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

(15) 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、輸送、保管、通信、建設又は機械器具の据付け等

(17) (1)から(16)までに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

5 国際平和協力本部

(一) 総理府に、国際平和協力本部(以下「本部」という。)を置き、本部は、国際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の作成に関すること、国際平和協力業務実施要領(以下「実施要領」という。)の作成又は変更に関すること、実施要領の変更を適

正に行うための国際平和協力業務の効果の分析等に関すること、国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に関すること等の事務をつかさどること。

(二) 内閣総理大臣を国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)とし、本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。内閣官房長官を国際平和協力副本部長(以下「副本部長」という。)とし、副本部長は、本部長の職務を助ける。国際平和協力本部員は、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された内閣大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。本部に、実施計画ごとに、期間を定めて、協力隊を置くことができることとし、本部に、事務局を置くこと。

6 実施計画

(一) 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施が適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

(1) 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

(2) 人道的な国際救援活動のために実施す

る国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

(二) 実施計画には、当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針、実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容、派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間、協力隊の規模及び構成並びに装備、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容、国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容、国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備等を定めること。

(三) 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、閣議の決定を求めるよう要請することができること。

(四) 前記(二)にいう装備は、国際平和協力業務の実施等は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならないとの基本原則並びに国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動の定義規定の趣旨に照らし、この法律の国際平和協力業務に関する規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定める。この場合、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に

係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

(四) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、4の(7)から(10)までに掲げる業務等で、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当と認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

(五) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、4の(1)から(6)まで又は(10)から(16)までに掲げる業務等で、自衛隊の部隊等が行うことが適当と認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

(六) 内閣総理大臣は、実施計画の変更(2)に規定する同意若しくは同意又は6の(一)に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合等における国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了を含む。)については、閣議の決定を求めなければならないこと。

7 国会に対する報告

内閣総理大臣は、次に掲げる場合にそれぞれの事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこと。

(1) 実施計画の決定又は変更があつたとき当該決定又は変更に係る実施計画の内容

- (2) 実施計画に定める國際平和協力業務が終了したとき 当該業務の実施の結果
- (3) 実施計画に定める國際平和協力業務を行う期間に係る変更があったとき 当該変更前の期間における当該業務の実施状況
- 8 実施要領

(一) 本部長は、実施計画に従い、國際平和協力業務が行われるべき地域及び期間についての具体的内容、地域及び期間ごとの國際平和協力業務の種類、内容及び実施の方法(使用される装備に関する事項を含む。)についての具体的内容、地域及び期間ごとの國際平和協力業務に従事すべき者に関する事項についての具体的内容、派遣先国の關係当局及び住民との關係に関する事項についての具体的内容、國際平和協力業務の中断に関する事項等を定める実施要領を作成し、必要に応じこれを変更すること。

(二) 実施要領の作成及び変更は、國際連合平和維持活動として実施される國際平和協力業務に関しては、当該業務の中断に関する事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長等が行う指図に適合するように行うものとする。

- 9 國際平和協力業務の実施
- (一) 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、國際平和協力業務を行うこと。
- (二) 海上保安庁長官は、本部長から要請が

あった場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて國際平和協力業務を行わせることができる。

(三) 防衛庁長官は、本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせることができる。

(四) 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保ち、当該在外公館長は、國際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うこと。

10 協力隊の隊員の任免

本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行い、4の(7)から(10)までに掲げる業務等に従事させるため、志望者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

11 關係行政機關の職員の協力隊への派遣

(一) 本部長は、關係行政機關の長に対し、必要な技術、能力等を有する一定の職員を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、4の(1)から(6)までに掲げる國際平和協力業務等については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできないこと。

(二) 派遣された職員のうち自衛隊員以外の者

は、従前の官職を保有したまま、隊員に任用され、派遣された自衛隊員は、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有し、これらの者はいずれも、本部長の指揮監督の下に國際平和協力業務に従事すること。

(三) 海上保安庁長官は、海上保安庁の職員に國際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとし、派遣された職員は、従前の官職を保有したまま隊員に任用されること。

12 國際平和協力業務に従事する者の総数の上限

國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとし、隊員の定員は、國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

13 輸送の委託

本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、船舶又は航空機による被災民又は物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の

派遣先国との間の輸送を除く。)を委託することができること。

14 小型武器の保有及び貸与

(一) 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができること。

(二) 本部長は、國際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、当該小型武器で実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができること。

15 武器の使用

(一) 小型武器の貸与を受け、派遣先国において國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができること。

(二) 派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官等は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員若しくは隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、実施計画に定

める装備である政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができること。

(二) 派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、実施計画に定める装備である武器を使用することができること。

四 小型武器又は武器の使用に際しては、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないこと。

16 物資協力

政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、閣議の決定により、物資協力を行うことができること。

17 民間の協力等

(一) 本部長は、国際平和協力業務を十分に実施するため、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡等又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができること。

(二) 政府は、この場合適正な対価を支払うと

ともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

18 その他

(一) 海上保安庁法及び自衛隊法を改正し、国際平和協力業務の実施及び輸送の受託に係る規定を追加すること。

(二) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、おおむね妥当な措置と認めるが、自衛隊の部隊等が平和維持隊の活動を二年を超えて引き続き行うとする場合の国会承認に関する規定を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、民社党の和田一仁君から、自衛隊の部隊等を平和維持隊の活動のために派遣する場合、実施計画の決定、変更については、事前又は事後に国会の承認を得なければならぬこと等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

平成三年十一月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
国際平和協力等に関する特別委員長 林 義郎

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 国際平和協力本部(第四条—第五条)
- 第三章 国際平和協力業務(第六条—第二十四条)
- 第四章 物資協力(第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条—第二十七条)

第一章 総則

第一条 この法律は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を果たすため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を果たすため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外

外の者の協力等(以下「国際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力するものとする。

2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであってはならない。

3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持する

との紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、國際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び國際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な國際救援活動 國際連合の總會、安全保障理事会若しくは經濟社会理事會が行う決議又は別表に掲げる國際機關が行う要請に基づき、國際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、國際連合その他の國際機關又は國際連合加盟国その他の国（第四号において「國際連合等」という。）によって実施されるもの（國際連合平

和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 國際平和協力業務 國際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な國際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視
ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生を防止のために設けられた地域における駐留及び巡回
ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認
ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分
ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理
チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視
リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導
タ 医療（防疫上の措置を含む。）
ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
助
ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置
カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
ヨ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
タイ からヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理
レイ からタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
四 物資協力 國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動を行っている國際連合等に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することを含む。
五 海外 我が国以外の領域（公海を含む。）をいう。
六 派遣先国 國際平和協力業務が行われる外国（公海を除く。）をいう。
七 關係行政機關 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定す

る国の行政機關及び同法第八条の三に規定する特別の機關で、政令で定めるものをいう。

第二章 國際平和協力本部

（設置及び所掌事務）

第四条 總理府に、國際平和協力本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に関すること。

二 國際平和協力業務実施要領（以下「実施要領」という。）の作成又は変更に関すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある國際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した國際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における國際連合の職員その他の者との連絡に関すること。

四 國際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の運用に関すること。

五 國際平和協力業務の実施のための關係行政機關への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。

六 物資協力に関すること。

七 國際平和協力業務の実施等に関する調査（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第五條 本部の長は、國際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、國際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、國際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九條の規定によりあらかじめ指定された國務大臣及び關係行政機關の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることが出来る。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら國際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 國際平和協力業務

(実施計画)

第六條 内閣総理大臣は、我が国として國際平和協力業務を実施することが適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、國際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該國際平和協力業務の実施に關する基本方針

二 協力隊の設置その他当該國際平和協力業務の実施に關する次に掲げる事項

イ 実施すべき國際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び國際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに裝備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う國際平和協力業務の種類及び内容

(2) 國際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに裝備

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八條に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務の種類及び内容

(2) 國際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに裝備

ヘ 第二十條第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することが出来る輸送の範圍

ト 關係行政機關の協力に關する重要事項

チ その他当該國際平和協力業務の実施に關する重要事項

3 外務大臣は、國際平和協力業務を実施することと適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる裝備は、第二條第二項並びに第三條第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範圍内で実施計画に定めるものとする。この場合において、國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務に係る裝備は、事務局長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる國際平和協力業務は、第三條第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五條の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適當であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務は、第三條第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三條第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該國際平和協力業務に係る実施計画が決定された日から二年を経過する日を期して引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該國際平和協力

業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

8 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の國際平和協力業務を終了させなければならない。

9 前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の國際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該國際平和協力業務を引き続き行うとする場合について準用する。

17 10 第一項(各号を除く。)及び第三項の規定は、実施計画の変更(次に掲げる場合に行うべき國際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。)について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、第三条第一号に規定する場合若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、第三条第二号に

規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める國際平和協力業務が終了したとき 当該國際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める國際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき 当該変更前の期間における当該國際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、國際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 当該國際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國

際平和協力業務の実施の方法(当該國際平和協力業務に使用される裝備に関する事項を含む。)

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

五 派遣先國の關係当局及び住民との關係に関する事項

六 第六条第七号に掲げる場合において國際平和協力業務に従事する者が行うべき國際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該國際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

2 実施要領の作成及び変更は、國際連合平和維持活動として実施される國際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先國において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができ(國際平和協力業務等の実施)

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、國際平和協力業務を行う。

2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、國際平和協力業務が行わ

れる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の國際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて國際平和協力業務を行わせることができる。

4 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六条第六項の國際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせることができる。

5 前二項の規定に基づいて國際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該國際平和協力業務に従事するものとする。

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との關係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第

三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の給付、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三

号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱いについては、前条第六項から第九項までの規定を準用する。

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(国際平和協力手当)

第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(國際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八条 國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九条 隊員の定員は、実施計画に従って行われる國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三条第三号ルに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヌからヨまでに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又は

は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(關係行政機關の協力)

第二十一条 本部長は、協力隊が行う國際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 關係行政機關の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類的小型武器を保有することができ。

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う國際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小

型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に関し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この条において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二條の政令で定める種類的小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二條の政令で定める種類的小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安庁法第二十條の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五條の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

8 第一項の規定は第八條第一項第六号に規定する國際平和協力業務の中断(以下この項において「業務の中断」という。)がある場合における当該國際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第五項の規定は業務の中断がある場合における当該國際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は

業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置

によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(海上保安庁法の一部改正)

第二条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共助等

第三章中第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律

(平成三年法律第 号)の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

(総理府設置法の一部改正)
第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四章中第十七条を第十八条とし、第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次の一条を加える。

(国際平和協力本部)
第十五条 本府に、国際平和協力本部を置く。

2 国際平和協力本部の組織及び所掌事務については、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところによる。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を、産業教育手当及び国際平和協力手当に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
正)

第五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び国際平和協力手当」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百条の六の次に次の一条を加える。

(国際平和協力業務の実施等)
第一百条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)
正)

第七条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 国際平和協力隊の隊員

別表(第三條關係)

- 一 國際連合
- 二 國際連合の總會によつて設立された機關又は國際連合の專門機關で、次に掲げるものの他政令で定めるもの
 - イ 國際連合災害救済調整官事務所
 - ロ 國際連合難民高等弁務官事務所
 - ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機關
 - ニ 國際連合児童基金
 - ホ 國際連合ボランティア計画
 - ヘ 國際連合開発計画
 - ト 國際連合環境計画
 - チ 世界食糧計画
 - リ 國際連合食糧農業機關
 - ヌ 世界保健機關
- 三 國際移住機關

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三年九月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律

國際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十

二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

一 國際緊急援助活動
二 國際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替へるものとする。

第四條第一項中「前條」を「前條第一項(海上保安庁長官にあつては、同項又は同條第三項において準用する同條第二項)」に改め、「國際緊急援助活動」の下に「(海上保安庁の職員にあつては、同條第三項において読み替へられた同條第二項に規定する活動を含む。)」を加え、同條第五項を同條第

六項とし、同條第四項中「前條」を「前條第一項に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前條」を「前條第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前條第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

第五條第二項中「第三條」を「第三條第一項又は第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七條中「含む」を「含むものとし、第三條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)」に規定する活動のうち同條第二項第二号に該当するものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」「防衛庁」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百條の五の次に次の一條を加える。

第百條の五の次に次の一條を加える。

(國際緊急援助活動等)

第百條の六 長官は、國際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支

障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三條第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

理 由

我が国として國際緊急援助活動の一層の充実に因るため、自衛隊の部隊等に國際緊急援助活動を行わせることができるようにするとともに、國際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な物資を自衛隊の部隊等により及び海上保安庁の船舶又は航空機を用いて輸送することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百二十一回国會議決第六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、國際緊急援助活動の一層の充実に因るため、自衛隊の部隊等に國際緊急援助活動を行わせることができるようにしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外務大臣は、國際緊急援助隊の派遣につき關係行政機關等の長と協議を行つた場合において、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等による國際緊急援助活動又は國際緊急援助活動を行う人員若しくは必要な機材等の海外の地域への輸送(以下「輸送活動」と

いう。)につき協力を求めるために防衛庁長官と協議を行うこと。

2 1の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機による輸送活動について準用すること。

3 防衛庁長官は、外務大臣よりの協議に基づき、部隊等に国際緊急援助活動又は輸送活動を行わせることができること。

4 別表に掲げる行政機関に防衛庁を加えること。

5 自衛隊法を改正して、国際緊急援助活動等を行わせることができる旨の規定を追加すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十七日

国際平和協力等に
関する特別委員長 林 義郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

去る十一月二十八日及び二十九日は、会議を開くに至らなかったで、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第六号

平成三年十一月二十八日(木曜日)

午後零時三十分開議

第一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会、内閣提出)

第二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会、内閣提出)

議事日程 第七号

平成三年十一月二十九日(金曜日)

午後一時開議

第一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会、内閣提出)

第二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会、内閣提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一冊 (税) 三円七角